

## 第14回 北広島市行財政構造改革委員会会議録

と き 平成17年2月16日(水) 15:30～

ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

出席者：横山委員長、小山委員、佐藤委員、谷本委員

説明者：上野助役、市川企画財政部長、三上企画財政部理事、木下行革担当参事

事務局：大石主査、櫻井主査、浜田主査、高橋主事

傍聴者：2名

.....

委員長：今日が最終回ということになります。前回1月11日に委員会を開いておりますが、そこで提言書の全体構成案について事前に意見をいただいたわけですが、その意見に沿って今日、提言書案を整理しまして、私のほうで少し目を通して、皆さんには2月10日に届いているのではないかと思います。安田委員が今日欠席しているのですが、お手元にありますように安田委員の方から修正意見が届いていまして、今日の議論の中でこれを参考にしていくなきゃいけません。資料は2月10日に事前配付されていますので、時間的にはちょっと短かったのですが、5日か6日間ほどあったと思いますので、各委員の皆さんは見ておかれたのではないかと思います。特に事務局から細かいことを説明する事項はないということで、あとで事務局の方から全体構成案についてはちょっとご説明いただきたいと思います。今日の会議での議論の内容を整理して最終的な提言書を作成することになるのですが、今日の意見をまとめた上で修正をしないとイケないのですが、その修正についてはどういう形でやっていったら良いかということも議論のあとで皆さんとご相談したいと思います。いずれにしてもこの最終案を提言書としてまとめるわけですので、市長へ提出することになるかと思います。それでは始めたいと思います。事務局のほうからもし何か、あまりこまごまとしたものはないということなのですが、ありましたらお話しください。

### 《提言書の全体的な構成について事務局説明》

委員長：それではですね、どういうやり方をするかなのですが、まず「はじめに」というところと「提言にあたっての基本的な考え方」を見ていただいてご意見をいただきたいと、それ以降は重点項目1・2・3・4をそれぞれ分けてご意見をいただきたいと、こういうやり方をしていきたいと思います。「はじめに」と「提言にあたっての基本的な考え方」、この点についてまず委員の皆さんからありましたら。

委員：単純にわかりづらいというか、一般の人がぱっと見たら何の話をしているのかよくわからないっていう、要するに何が本題なのか。北広島市では何が今問題で、何をやりたいのかっていうところをもう少しわかりやすく書いた方がいいのではないかと。目的とそのためにもこのような冊

子があって、委員会がまとめたこういう方向で確認されたとか、何か大きな方向みたいのがわからないと、ただ改革です、重点項目ですって言うても、一体だからどうなんだというか。大きな精神はどういうものを担って、どういう方向なのかっていうところをはっきり出さないと、言葉をずっと追っていても真意が伝わらないのではないかなという感じがします。

委員長：そうすると、なぜ重点項目をこの4つにしたのかとか、そういうことの説明がほしいということですか。

委員：北広島の目指しているものは何なのかという、この委員会のそもそもの、この行財政構造改革というものを考えた時に、問題意識と大きな精神みたいなものを最初に書いて、そのためにこういう改革がある。というふうに。これを見る限り改革をします、4項目です、と言ったあとに個別に箇条書きで書いてありますよね。箇条書きで書いてあるものを一個ずつ読んでいっても、私にはこれが大きな物語として認識できる人がどれだけいるのかという。これがインターネットでこのまま公表されて市民が見た時に、市民は、だから一体何が言いたいのかという。中身はすごく良いと思うのだけど、要するに頭の中に認識されにくいじゃないかっていう感じがします。全体的な印象なのですが。

委員長：なぜ4つの重点項目にしたのか。このあたりですか。

委員：もうちょっとでっかくアピールというか、行財政改革をこういう視点でというか。言葉はこれで良いと思うのです。書いていることも良いのだけど、ただ読んだ人が見た時に、最初に「はじめに」って書いてあって行財政改革、「提言にあたっての基本的な考え方」の中に基本方針っていうのが一段落だけ書いてあって、改革をするって書いてあって、あと4つ書いてありますよね。そのあと見ているとだんだん箇条書きが強くなってきて。一体何をやりたいのかわからない。印象とすると何かこう生命感というか、何か大きな精神みたいなのが伝わってこなくて、地方分権に向けて、みんな意識は持っていると思うのですね。これを公開した時に市民が問題意識として受け止めてくれなくて、ただなんか箇条書きに書いてあってよくわからない。一個一個はこういう感じなのだろうという、それはそれでいいんだというならそれまでなのですが。

事務局：この委員会で、冒頭に北広島の現状とか財政を取り巻く環境の変化とか、そういうことを3回か4回に亘っているいろとチェックをしながら今日で14回目ですけれども、そういうのが最初にあって具体的にそれに対する見直しということで検討してきました。どちらかというと今委員がおっしゃるように後段の検討の部分がメインになっていて、前段の地方行財政を取り巻く環境の変化とか、分権の方向に向かうだとか、財政構造の変化だとかが日本国的にあって、北広島の行財政の現状と課題とかの一定の整理が書いてあって本題に入っていくというような。

委員：そういうことです。ですから市民としては突然箇条書きで書いてあるのを見てもわかりづらい

と思うのですね。北広島市はいろいろな中でこの改革はどういうふうに位置づけられていて、ある程度漠然としていてもいいですよ。あんまり細かく書く必要はないですが、簡単にやっぱり2～3ページくらいとか書いておけば頭の中に入ってくるから、こういうことが必要なんだなと思って、中に入れていけると思うのです。

事務局：もしそういう方向であればその辺を整理して、詳細については1回目から3回目くらいまでいろいろなお話しをした中に入っている部分を要約するような形で整理をしていきたいと思えます。

委員長：では、この部分については整理できる部分があるかと思いますので、私は「はじめに」で書いてあるくらいのものでいいかなと思っていたのですが、やっぱりまず全体的な北広島市を取り巻く環境の変化をもう少し具体的に書いて、だから改革すべきだと、その時になぜ重点項目を4つ挙げたのか、というあたりの説明がもう少し必要だということですね。

委員：これを誰が読むかってことなのですよ。これが内部資料だったらこれで十分だと思うんですけど。

委員長：わかりました。では、これはもう少し文章的な問題も含めて検討が必要になるということで、あとどうでしょうか。

委員：先ほど委員がおっしゃったような感じはやっぱりちょっとしましたね。導入部分、なぜこうなったかというところがちょっと足りないかなと。我々は中にどっぷり浸かっているのわかるのだけど。それと細かいところなのですが1ページの「はじめに」のところ、下から4行目なのですが、「限られた財源の中～」って書いてありますね。これはそのとおりなのですが、何か金がないからこんなことをやりだしたっていうのは、少しストレート過ぎないかなという感じがするのです。

委員長：この部分は取っても別に問題ないですね。

委員：取ってもいいですし、「多様な行政ニーズに対応するため」というような感じでどうかという気がしました。

委員長：そうですね。行財政環境が厳しいっていうことは6行目に書いてありますね。わかりました。「多様な行政ニーズに対応するために」とか、あるいはこれ自体を取ってしまうか、そうですね。

委員：逆にみると、「地方分権に向けて」とかね。だから市民と行政が知恵を出し合う。

委員長：はい。あとはどうでしょうか。

委員：2ページなのですが、上から2行目「基本方針の枠組みや重点項目の捉え方を妥当なものと考え検討に着手しました」というくだりですが、この「捉え方を妥当と考え」というのをもう少し言い回しがないかなという気がするのです。例えば、下にも出てくるのですけれども「～捉え方を基本としながら市民の視点に立って～」とか、言わんとすることはそのような意味合いなのですけれども、妥当だということを前提においてしまうと、その枠にはまって検討したのではないかという感じが強いのではないかという感じがします。もっと自由に幅広く検討したのですよという意味を入れたいという気がします。

委員長：そうですね。ちょっとその辺の表現を考えてみましょう。確かに妥当っていうのはあんまり良い言葉ではないですね。

委員：まあそのとおりなのでしょうけれども。市の考え方は良いと、ここから出発したよと、こんなイメージなものですからね。

委員長：あんまり妥当っていうのはイメージ良い言葉ではないかもしれませんがね。特にこういう報告書に出るのはね。

委員：もっと淡々と書いた方が良くありませんね。「方向性を市民の目線から検討して～」とか。

委員長：あとはどうでしょうね。

委員：そんなところかなと思います。

委員長：では、重点項目1から順々に追っていきたいと思います。「重点項目1 政策評価の推進」ですが、ここからは全て「市のめざす改革の方向性」というのが書かれていて、そして委員会はこういうふうに提言しますよというものが書かれるというスタンスで、重点項目2以降も全てそういうやり方をしています。委員会の多様な意見をかなりまとめてあると思うのですけれども、ひとつひとつ見ていきたいと思います。では、「重点項目1 政策評価の推進」4、5ページになりますが、ここはどうでしょうか。

委員：第1段落の文章はあまりに専門用語すぎてしまって、「市の行政活動は、「政策 - 施策 - 事務事業」の3つの階層として捉えることができ、それぞれのレベルで評価を導入することが考えられる。」と、こういうふうにはじめから固く書かれちゃうと何の話しているのかなって思うのではないかな。

委員長：これはもっと易しい言葉で書き換えられますね。

委員：市民が読んだ時に、ここまで固く書かれちゃうと。内容は書いてあるとおりで全く問題ないのだけど、一般の人がこの冒頭を読んだ時にどう思うのかな。ただひとつの文章をちょっと入れ

るだけでも随分違いますよね。要するにちょっとわかり易く書いた方が良いのではないですか。

委員長：そうですね。私は委員会の提言の方はかなり直したのですけれども、方向性の方はそのままにしていますので。

委員：まず何をどうしたいのかということを中心に一段落目に入れたほうが良いような気がするのですけれども。普通の言葉で。現在の事務事業をどういうふうにしたいのかを簡単にまず書いて、それから最初の段落をわかり易い言葉で書いていく。これでは、読んでいる人は何を問題にしているのかわからないですよね。事務事業評価の実施、政策評価の推進、事務事業評価の実施って具体的に何を意味しているのかわからないですよね、一般の人は。

委員長：だからやっぱり、政策って何なのか、施策って何なのか、事務事業は何なのかっていうことですね。それを易しい言葉で書いていくということだと思うのですよね。

委員：本当に簡単な、多分わかりきっていることをただ確認してほしいということなんです。一般の読んでいる人はここから始まってしまったらわからない。

委員長：同じかもしれませんね。では具体的に事務事業評価って何なのか、施策評価って何なのか、政策評価って何なのか。政策評価、施策評価、事務事業評価っていうのは何なのかっていうのは、逆に言うと政策と施策と事務事業って何なのかかわかんないと出てこないわけじゃないですか。

委員：この1行半はない方が良いでしょう。あるとわからないのですよ。「本市においては～」から入るとわかります。上の2行は非常に高度だからわからないのです。

委員長：「3つの階層」っていうのもちょっと変かもしれませんね。階層なのかな、これ。

委員：要はわかり易く書いてくれないと市民の人はわからない。これだけ突然書かれると。

委員長：ちょっと説明がいるかな。

事務局：端的に評価は何かっていうと、成果を重視する方式に切り替えるということで、それを市民に公表しながら、成果を重視する。成果は何によって計るのかということと評価によって計りますよってということ。それをシステム化していこうということ。今まで頭の中でとか暗黙の中でやっていた評価というものを書面で体系的に明らかにし、公表して、それによって政策、施策、事務事業をやっていこうということで切り替える方式なのです。それを書くちょっと難しくなってしまったものですから。

委員長：だから事務事業評価をまずやって、習熟度に応じて施策評価、政策評価にステップアップして

いくつというのだけれども、それ自体はまたわかりにくいのですよね。

委員：これちょっとね、後段もずっとこのトーンが続くのですよね。きっと全体にいろいろあったのを添削しているうちに残ったのがこれだけになっちゃったものだから、きっとわかりづらくなってしまったというふうに見ていたのですよ。もうちょっとあったなと。きっと削ったからわかなくなっちゃったなと。

委員：化粧だけ残っちゃったって感じなのですよね。

委員長：ちょっとこの辺考えてください。出だしの部分がかかれていないからということなのです。あとどうですか。

委員：5ページなのですが、一番上「これまで行政は、議会の議論を踏まえながら様々な施策の展開を行ってきたが」の「議会の議論」というのが突然出てくるような感じがするのですが、なにかこれ意味合いがあるのですか。

委員長：今までどっちかっていうと市民参加とかそういったものがあまり整備されていない中で、行政っていうのは議会のいろんな議論を踏まえて施策展開をやってきたという。

委員：通常でいうともっと大きな話、これまで行政は、例えば「住民福祉の向上のため」とかそんなようなフレーズじゃないかなと思うのだけど、「議会の議論」と何かぼんと入っているの違和感があるのですけど。

委員長：市民参加というところに重点を置いていて、情報の共有化とかそういうようなことで今までそういう機会というのが非常に少なかったと。だから行政がいろいろな意識をするのは議会だったけれど、これからは議会も入けれども市民参加のような機会・制度の準備というのが必要になってくるというようなことなのですよね。だから事務事業評価というのも行政、議会、市民が情報を共有するひとつのツールと考えて公開し活用しようというような感じでもっていったってということなのですよね。

事務局：やはり「議会の議論を踏まえながら様々な～」というのと、ここでは違和感がありますので、市民の要望とかアンケートとか意見だとかが同時にあって、その施策の有効性だとかということを判断しながら最終的に議会に提案をして、そこで議会の論議を受けるということがありますので、いわゆる議会の議論を踏まえながらだけではないので、もう少し表現を直した方が良いでしょうね。

委員：これはきっと、前段に何かがあってここだけ残ったのだらうと思うのです。唐突にくるのですよね。

委員長：もちろん今までだって市民アンケートをとったりいろんなことがあったので、ただもう少しこれから市民参加の制度や機会を準備する、そういうところに力点が置かれるよっていうようなニュアンスがあったと思うのですけれども。でもやっぱりちょっと唐突かもしれませんね、議会の議論にすぐ行っちゃうってというのは。今までだって確かに市民アンケートをとったり住民説明会などをしたりして意見を聴取したりっていうのがあったわけですから、そこが最初のところでもうちょっと膨らませた方がいいですね。よろしいですかね。また何かありましたら出していただいて。

次に「重点項目2 市民参加・協働の推進」ですね。ここは2 - 1と2 - 2があるのですけれども、両方一緒で良いと思いますので、2 - 1と2 - 2ともご意見があれば。それから最後に専門用語的なものに対しては説明用語集みたいなものがあつたら良いかもしれませんね。パブリックコメントも我々の業界ではよく使われる言葉だけれども、一般市民の人は確かにパブリックコメントって何だっとなるかもしれませんね。いくつか用語集があつても良いのではないかと思いますね。市民参加条例なんかもそうですね。市民参加条例については、行政活動を規定するような条例のところもあれば、もっと幅広い市民参加って意味の条例もありますし、というようなことを説明の中にいれると良いかもしれませんね。全部そういうのは委員会では検討して、資料でも出てきているわけですからね。

委員：公益活動団体って何だろうと思うのですよね、普通の人。それとちょっと気になったのですが、9ページですけれども。市では、協働を鍵かっこの中であることを定義したっていうのですね。

委員長：それは議論をやった中で。

委員：さっき言ったように、公益活動団体の定義が何かということになるのですけれども、そうすると市民ってというのはどこに含まれることになるのですか。縮めて言えば、団体と市だけが協働するのですかと読めてしまわないかな。協働ってというのは、とにかくたくさん的一般市民と一緒に行政をつくって行きましょう、こういうこともあると思っているのですけれども。

委員長：どちらかというと2 - 1で市民に対しての部分が出ていますので、この2 - 2については公益活動団体ということになるのですよね。ただこの公益活動団体についても委員会の中では少し議論して定義づけしたのだけれども、ここではそれが出てこないで余計わかりにくいかもしれませんね。一般市民の人にとってはね。狭い意味のNPOではないのですよ。もっと広い意味で町内会なんかも含まれますよというような話もしたわけですから。委員会にでてきた資料の中ではそういう議論もやったのですが、その結果公益活動団体という名前になったんですけれどもね。じゃあ公益活動団体って何なのかっていう説明がやっぱりほしいですね。

委員：この公益活動団体ってフレーズなのでこういう書き方なのかもしれないのですけれども、素直に読んでいくと、協働はこことやるんですよ、こんなふうに読めちゃうんですよ。そもそも協働って言葉はなんだろうって市民は思いますよね、その時に公益活動団体と行政がやるんですか。

委員：自分は関係ないって話ですね。

委員：そんな感じになってしまいますよね。

委員：自分は公益活動団体に参加しているわけではないから。自分は関係ないと。

委員長：行政と市民との協働ってよく言うのですよね。だからそういう意味ではこれは公益活動団体との協働になっちゃうのですよね。

委員：だからやっぱり市民と行政の協働と言って、市民がこの場合、公益活動団体を通じても実現できると。

委員：そう言っておいて、これはフレーズが協働であるということだから公益活動団体とはこういうふうにやりますよ、こう書けばすとんと落ちるような気がするんですけども。

委員長：そうですね。

委員：だから書き方がやっぱり、定義って最初に難しく書いて、その定義からもっていくものだから非常にかしこまってしまって、市民という主語が消えてしまうのですよね。

事務局：市民参画・協働という概念では、市民参加条例はどちらかというと団体よりも個人の方に重点を置いています。広く北広島市民全般にという部分があって、協働のほうでは、非営利の公益的事業を実施していただける団体と積極的に関わりをもっていこうということから入ったので。そうすると委員のおっしゃるとおり、例えば活動団体に入っていなくても個人で公益的な活動ができる。例えば公園の草を刈ったりだとか、冬に自分の家の前の通学路の雪を毎日除雪するとか、団体としての活動でないけれども協働だという部分があるので、助成をすればかしないとかは別として、市民と公益活動団体という形で、公益事業を行う団体、個人という捉え方の方で考えれば、おっしゃるように市民という表現を入れる方が筋としては通っているような気がします。

委員長：そうですね。公益活動団体、市民というふうに両方並列させるほうが良いかもしれませんね。

事務局：ここの書き出しが、「協働を」って位置づけたから違和感があるのだと思うのですね。これからの行政のあり方っていうのは、NPOとかそういう団体と協働のパートナーとしてまちづくりをしていかなければならないという全体のフレーズがあって、市としてはそういう団体との協働の方策を改革していきたいという流れにすると、たぶん協働というものがとばないで公益活動団体が先に来るのではないかと思うのですけれども。協働ときたものだから非常に違和感があるのではないかと思うのですね。だから、前回報告させていただいた「協働のあり方等を



検討するにあたって」の文章の中にその辺が書かれていますのでそれを書き足すと通じるのかなという気がします。

委員：それから協働を定義するのであれば2 - 1の方で定義して、そして2 - 2の方では公益活動団体との関わりを述べているから、前に述べている協働のうち、公益活動団体との協働はこうするのですとすると、すくとんと落ちるのではないかな。

事務局：そうする形のほうが良いのではないかと思います。

委員長：公益活動団体というのをもう一度定義する必要がありますね。用語集の中でも良いですから、やらないとだめだと思います。でも大分良くなったのですよ、前はNPOに絞っていたようなところがあったからね。かなり広い公益活動団体ということになりましたので。かなり広がりがあったのですけれども、そこにさらに市民という言葉を入れるともっと良くなっていくことになるのでしょね。

事務局：いずれにしても、組織化された公益活動団体とだけの協働を図っていくってことではないと思うのですね。この間、新聞に載っていたのは、自分の家の前の消火栓の雪掻きは消防がやらなくても自分たちのところでやっても良いじゃないか、という運動も一部の地域で起きているとかですね、それも広い意味の協働だと思うのですね。そういう部分からすると団体からスタートはするのですけれども広く捉えられるように少し表現を変えていきたいと思います。

委員長：公益活動団体の図がありましたよね。あの図なんかは入れたら良いのではないですかね。ちょっとわからないですよ、公益活動団体が何なのかですね。委員会では結構良い資料がどんどん出てきたのだけど、結局我々に対しての説明資料で出てきているんですけども、我々もよくわからないからそういう資料が出てくるわけですよ。そうすると、その部分がこの提言書からなくなってしまうわけですから、市民からするとわかりづらくなっていくことには繋がると思うのですね。だからやっぱり良い資料が出てきていたので、そういうものはこの中に取り入れて、ちょっと厚くなっちゃいますけどね、提言書としたら。でもそのほうが良いのではないかなって気がしますね。確かにちょっとわかりにくいかもしれませんがね、この部分はね。

委員：定義したものをとってしまった方が素直に読めるのですよ。そして協働の定義は別に用語集に書けば良いのです。「協働を定義した」というから何だろうという感じになるのです。

委員長：ではその次の11ページからの「3 - 1 補助金・交付金のあり方について」ですね。

委員：ちょっと待ってください。字句の統一性の問題なのか、私が意味がよくわからないからかもしれないのだけど、7ページの一番下に「住民は、サービスの受け手だけではなく～」ってありますよね。その下に「市民自治のかたちを考える」と、住民から市民になっていますよね。それから関連で、10ページの上の方に「また公益活動団体が行政との～」のあとに「住民自治

意識の醸成」とあって、その次の「協働を推進するための方策について」の中では、「市民の参加意識」となっていて、この辺が、「市民自治」と「住民自治」が混在していて、自治って使うときは「住民自治」の方がなんとなくわかり易いんですけども。

委員長：用語的にいうと「住民自治」なんですよ。

委員：そうすると7ページが違っているのか、7ページの一番下は「市民自治」になっていますよね。そういった統一性というか。混乱しているのか、使い分けがきちっとされてこうなっているのかちょっとわからなかったのです。

委員長：これは「住民自治」にした方が良くもありませんね。7ページの最後はね。

委員：それともうひとつ、字句の問題なのですけども。10ページで「協働を進める庁内体制づくりについて」のところですが。公益活動団体の括りは前にやりましたよね。市民活動団体は公益活動団体に含まれるのですよね。

委員長：そうですね。公益活動団体の中の一部になるのですよね。

委員：そうすると、「協働を進める庁内体制づくり」の中の3行目、公益活動団体や市民活動団体というところの市民活動団体は削除した方が良くもなるとか、この辺の混乱があるのかなっていうか。

委員長：これはそうですね。市民活動団体をとると良いですよ。

委員：それから10ページの後段「その他」もですね、「図書館で活動している市民活動団体のような」になっていますよね。それから4行目は「しかし、公益活動団体であっても」となっていますよね。同じ「市民活動団体」って書くか、あるいは「市民活動団体のような公益活動団体であっても」というような表現にしないと。これは字句の問題なのですけども、混乱しているように感じます。

委員長：公益活動団体の中の一部が市民活動団体というイメージだったのですよ。除いても良いのかな。

委員：それか、「市民活動団体のような公益活動団体であっても」という表現にしても良いかと思うのですけれども。

委員長：最後の図書館のところは、「市民活動団体のような公益活動団体であっても」にした方が良いような気がしますね。中段の「協働を進める庁内体制づくり」のところは「市民活動団体」を除いても意味は通じますね。その方が良くもありませんね。

委員：定義はその前にあるか、資料にでもついていれば除いてもわかり易いかと思いますね。その辺がちょっと気になりました。

委員長：そうですね。定義づけがちょっとはっきりしないですね。

委員：住民と市民を使い分けているのかなって思ったのだけど、そうでもないのかなと思ったり。

委員：公益活動団体っていうのは認可を受けた団体で、役所からお墨付きをもらった団体で、それが無い団体を市民活動団体と、こう使い分けをしているんじゃないかと思っていました。

委員長：いえ、そういう意味ではないのです。それは定義づけをした段階でお墨付きをもらうもらわない関係なく公益活動団体なのです。

委員：そんなイメージかなというふうに思ったんです。何でこんな同じような名前が二つ出てくるのかなとは思ったのですよ。並列になったりしているからこれは何か使い分けているのだなと。

委員：この委員会では確か包含するような。要するに定義がかなり難しいので。これで括ってしまおうという話だったと思うのですね。

委員長：だから10ページの最後だって「図書館で活動している公益活動団体」でも良いのですよ。公益活動団体にはあらゆるものが入ってきますから。

委員：これは、内容の問題ではなくて字句の混乱という感じなのですけれども。

委員長：はい。いずれにしても公益活動団体っていうのを円グラフみたいなものにしたものがあつたと思うのですけれども。委員会に出てきた資料にあつたような。そういうものが必要でしょうね。どういうものを指すのだからって恐らく住民の人もわからないかもしれませぬね。「住民自治」というのは良く使われるのですけれども、「市民自治」というのも1人歩きしているんな形で使われていますけどね。正確・明確な定義づけはできないですね、市民自治なんていうのはね。

事務局：10ページには3点ほど、ご指摘のとおりなので。基本的に少し整理・引用させていただきたいと思います。

委員長：うまい文章を入れてありますよね。

委員長：それじゃ続いて「重点項目3 健全な財政運営の推進」というところに入りたいと思います。この運営費補助、事業費補助って何なのかとかですね、ちょっと説明があるのかなって感じがしますね。全体として「3-6 建設事業コストの縮減について」という20ページまでです

ね、ちょっと長いですがけれども、この範囲内でありましたら出していただきたいと。

事務局：用語につきましては、全体を通して各ページの下の方に2～3行とりまして、小さな字になりますけれども用語解説という形で全ページに記述するようなフォームで作り直していきたいと思います。

委員：受益と負担の関係についても、負担金・分担金っていうのと使用料・手数料があるのですが、読んでいて負担金・分担金っていうのは具体的に何をイメージしているのか、「一部事務組合については」と書いてあるけれど、具体的イメージがわからないというか、その辺がちょっと。14ページの「3-2 受益と負担について」の「市のめざす改革の方向性」の中で、「1 負担金・分担金」と「2 使用料・手数料」の2つは並列でわかるのですが、3は扶助費になっていますよね。これは生活保護費みたいなものですよ。負担金・分担金、使用料・手数料の話をしていて、急に生活保護みたいなグループが入ってきちゃうと、この3つはどういう視点で体系的につくられているのかよくわからないというのと、「3-3 財源確保の方策について」の「市がめざす改革の方向性」の中で、課税自主権の活用については3番に1行、新税の創設について検討すると書いてあって、「委員会の提言」のところには何もありません。これについて北広島市はどのように考えているのか、一文くらい簡単に今後の検討課題が何々だとかあった方がいいのでは。市でも委員会でも何もありませんというのは、課税自主権の活用というのは重要な問題だという気がするのです。今後検討していきたいとか簡単に良いので一文くらい入れた方が良いでしょう。ここを抜かされてしまったというのが、「市がめざす改革の方向性」では新税の創設という言葉はあるのだけれど「委員会の提言」ではゼロっていうのがちょっとなんか寂しいような。これから財政が苦しくなった時にどうするかという今後の検討課題にしていかなければならないものなので、一文くらいはぜひ入れてもらいたい。

事務局：それは申し訳ございません。困難性はあるけれども将来にわたっては、自治という中でどう負担をしていくかということで、税という方式も含めて総合的に検討しなければならないというような文を入れた方がいいですね。

委員：そうですね。簡単に書いておいたほうが。

委員長：そうですね。法定外目的税を基軸にとかね。市民との合意の中でとか。

事務局：この「3 扶助費」はですね、全体の流れからすると異質で、表現も異質ですね。国や道の基準を上回ってオリジナルで実施をしていますという部分が、あたかもオリジナルで実施をしているのがだめなように見受けられるというのは、自治という概念からするとこの表現はちょっと不適切なのかなって気がするのです。短絡的に国と道の基準を上回ってはだめだということではなくて、ほかで補完できないような必要性があるのであれば自治体として独自にやれば良いのであって、この辺があたかも上回っているのが良くないから、その部分を費用対効果で見直しをするというような書き方になっていますから。

委員：まず異質ですよ、特に扶助費に費用対効果なんていうのは。そういう要素がないわけじゃないと思うのだけれども、入れ方がどうかなっていうのはある。

委員長：本来的にちょっと合わないね。

事務局：落としてもいいのでしょうか。

委員長：落としちゃった方が良くもしいないな、誤解を招くよね。

委員：それからこれを書くならばちょっと考えてみたのだけれども、扶助費というと生活保護費が頭にあるわけですよ。そのほかの扶助費っていうのはあるのですか、介護とか何か。

事務局：はい。福祉の義務的なお金は全部扶助費です。生活保護ばかりでなく、ほかの事業も全部扶助費という形でやっています。

委員：乱暴な言い方をすると、1回認定すると既得権化してしまうみたいな感じになっていないかと。やはりこまめに訪問し、生活実態を把握して適正な給付ができるようにすべきだということだろうと思うのです。

事務局：ここは生活保護のほかにいろいろな、例えば上下水道料金の助成とか支援費とかが全部入っている部分なものですから、生活保護でいうとここでいう費用対効果の部分は出てきませんので、ここで費用対効果っていうのは適切でないかもしれません。当初、私どもの方からこういう形で提起をさせていただいている経過はありますけれども、基本的には委員会の方向で、この受益と負担の概念としていろいろなご意見を含めて扶助費は、ここに馴染まないってことであればなくしても問題はありません。

委員長：削った方がいいね。少なくとも費用対効果に馴染むような性格ではあまりないですよ。落としたほうがいいのかもしいない。

事務局：では、落としましょう。私たちは負担金・分担金、使用料・手数料に馴染んでいるのですけれども、やはり市民の目線で見るとわかりづらいですね。負担金・分担金は裁量の余地がないものです。その団体に加盟したり組織したりすると必ず払わなければいけないものです。補助金・交付金というのは、元々が裁量のある部分で、国の国庫負担金っていうのも必ず最後まで精算をしなければならない。国庫補助金は予算の範囲内で交付するという、その辺の仕組みにどっぷり浸かっているものですから。おっしゃるとおり少し説明を加えて。

委員：書き出しが「一部事務組合について」になっている、その辺だと思うのですよ。北広島市の行政が関わる一部事務組合って具体的にどんなものがあるのか。

委員長：具体的なものをちょっと出したらいいですね。

事務局：例えば、4市町で構成し、市の業務の一部であるし尿処理の分野だけの「一部」なんですよ。それを処理する組合が一部事務組合というのですが、それをもう少し詳しく用語の解説の中で整理していきたいと思います。

委員長：北広島だと一部事務組合はどのようなものがあるのか、組み合わせはどのようなものか、協議会はどのようなものに入っているのか、そういうのを具体的に入れた方が良いでしょうね。

委員：そうするとし尿処理は他の市町と一緒にやっていて、負担金を出しているのですか。

事務局：そうです。その運営費の負担金を出しています。共同運営です。

委員：市民が払っているわけではないのですか。

事務局：市民は、汲取りの対象の地域の方は、汲取ってもらったらそれに応じた使用料・手数料を払っています。それは北広島市に入るのではなくて、この処理をしている組合に入るのです。

委員：北広島市はそのほかに、足りない部分を負担金・分担金で出すと。

委員：難しいことじゃなくて、簡単にわかれば良いのですよ。分担金って具体的に何なのかという。どんなことをイメージして言っているのか。

事務局：ここでイメージしているのは、道央地区環境衛生組合については、し尿処理のあり方の再検討などについて要望していくという部分です。一部事務組合は人格を有しています。それぞれの4団体がつくっておりますので、そこに組合長さんがいて、議会があって、人格を有しているものですから。一構成員としては、解体して下水道という部分の中でうまく処理する方法はないかということも含めて根本的な見直しを図っていかうじゃないかということですが、構成員が北広島市だけではないものですから、ここはトーンを下げた形になっています。

委員長：対象地域は非常に少ないでしょ。し尿処理の。大体は下水道整備されていて。

事務局：いえ、下水道は市街化区域だけですので。市街化調整区域は全部し尿ですね。合併浄化槽と個人で持っているものと簡易水洗があり、かなりあります。

委員長：農業集落排水みたいのはないのですか。

事務局：してないです。

委員長：じゃ、市街地だけですか。

事務局：農村地域へ行きますと、農業サイドの助成金などがあって下水道とかいろんなことをやっているのですが、北広島ではほとんどないです。

委員長：南の里とかでも全くないのですか。

事務局：全くないです。バキュームカーで汲み取ったものを一定の処理をして公共下水に投入する形になりますと、人件費コストがそっくり浮くわけですよ。そういうことも将来的には考えなければいけないのかなということで、それを簡単に書くとなるほどわからないなあって思っているんですが。

委員長：意外に地方の農村の方が汚水処理事業ってというのは進んでいるわけだね。農業集落排水とか。

委員：使用料・手数料のところ、体育館だとか具体的な名前はあんまり入れないようにしているのですか。使用料・手数料の範囲はどこまでを考えているのか、読んでいる人が思うのはゴミの処理とかかな。

委員長：入れたらいいのではないですか。「体育館など」とかいう形で具体例を。

委員：施設の維持管理って具体的に何を言っているのだろう。使用料・手数料の範囲はどこまで踏み込むつもりなのかなっていう。

委員長：市民の皆さんからすると、具体的なことを言ってあげないとね。

委員：そうなんですよ。体育館の使用料を取ることを検討しますとか、もうちょっと明確に言ってもらえると。

事務局：実はこの提言をベースにして具体的なアクションプランの作成をする時には、該当部分の対象を明らかにして、市民に公開していくつもりです。この次のステップでいこうと考えています。ですからここはどちらかという方向性ということで、用語がわからない部分は修正をしていきたいと思えますけれども、概念的な形の中で整理をしていきたいと考えていたところです。

委員：そうすると、負担金・分担金、使用料・手数料だけなのかなっていう。受益と負担の関係ってというのはそれで全てなのかな。例えば国民健康保険なんかはいいのかな。つまり、これだけで全て書きつくされているのかなって思ったのですよ。

委員長：議論の中では保育料とかもやったよね。国保料だとか。

委員：市民の人がこれを読んだ時に、要するにゴミの問題か、あるいは体育館なんかの施設の使用料を言っているのだからくらいしか考えないですよ。それで良いのかどうか。

委員長：これ保育料なんかどうでしたでしょう。議論した時の位置づけとしては、この中に入れないでほかでやりましたね。議論はね。

事務局：保育料のお話しが出たのは、財源確保の時に税の話を中心にやっていたのですけれども、税以外のそういう収入もあるという話でそれで保育料の話もしたのではないかと思います。

委員長：そっちでやりましたよね。受益と負担ではなくて。そうですね、16ページに出ていますね。保育料、市営住宅使用料の徴収。滞納防止と収納率の向上というところに出ていますね。保育料というのはむしろ滞納の方の問題なのだとということで出してきたいて、こっちは使用料・手数料の適正な負担、価格はどうかとかそういうレベルの話なのですね。

事務局：ただやっぱり足りないですね、委員がおっしゃるとおり。負担金・分担金、使用料・手数料だけではやはり足りない部分がありまして。「市がめざす改革の方向性」の総論として一定の受益を受ける部分で税が賄う範囲っていうのを含めて、利用者等が一定の負担をすることを考えるべきではないかという形にして1番、2番で特に列記する部分を表現する形で。例えば、あとで予算の時の部分を、少し説明しますけれども、いろいろな健診も3割程度の負担とか、福祉も1割から3割負担っていうのが常識になってきていまして、それらもいわゆる受益と負担という部分なんですね。そういった部分では受益と負担というのは広い範囲に亘る部分があるものですから、総論でその辺のあり方を整理して、特に列記するものとして負担金・分担金、使用料・手数料という形で整理をしていきたいと思えます。

委員：ちょっと戻ってよろしいですか、12ページなのですけれども。ほかの委員もちょっと手直ししているところなのですが、「運営費補助から事業費補助への切り替えについて」の後段なんですけれども「ニーズに合わないものがあるとしたら廃止するという考え方になるであろう」というところ、もっときちっと言って良いのではないかなという気がするんですけれども。適さないものは廃止を検討すべきだということなのですね、言わんとするところは。「あるとしたら～考え方になるであろう」というのは。

委員長：ほかの委員もこの部分で書いていますよね。「時代のニーズや評価の観点から適さないものがあるとしたら廃止するという考え方になるであろう」か。でもここはあんまりストレートに言うのもね、委員会の提言としてはどうかっていうのもあったので。「やはり」って言葉が入るのはあんまりうまくないなって感じがしますね。

委員：でもこれは、基本的には運営費補助はやめて、事業に着目して補助しましょうというスタンスですよ。



委員長：そういう方向性に持っていくという。

事務局：原則は完全にそうしましょうということ。でも中にはそうでないケースも出てくるのではないかとということで、その時言われたのが私学の部分で、学校というのは正に教育の運営的な形で補助が出ているので、そのような部分でどうなのかということがありましたので。原則こういう形でということで、原則を書いたらこうなったのですが。

委員：全体がそうなんです。原則、運営費補助金はやめて事業費補助金にしましょうと、であればそういう流れで良いのだけれども例外があちこちに顔を出すんですよ。

委員長：でも、例外があることは間違いないですよ。

委員：あるのです。でも、例えば私立幼稚園の補助金だって幼稚園事業を事業とすれば良いわけですから。それは考え方だね。まさにそれが事業ですから、幼稚園の場合は。それを運営費だというふうにこじつけるから話がややこしくなる。運営費っていうのはその団体がやっていく、例えば土地の借上だとか建物の借上だとか電気料だとか、そういうものですよね。幼稚園なんかの場合は、人が事業ですから。人件費なんて堂々と事業費だって言って良いのです。その辺がちょっと整理できていないのではないかと思うのです。

委員長：それを含めて運営費なのではないですか。

委員：そうです、言葉では運営費なんです。だから運営事業費って言葉があるんです。

事務局：下の2行を取って、「運営費補助が意味を持ってくる場合が考えられる」で終わっていても良いのではないですかね。

委員長：例えば社会福祉協議会だって必ずしも全部事業費補助ではいけない部分があるでしょ。だから今回のような直し方で私は良いと思うのですがね。

委員：良いのではないですか。気になるのは「あるとしたら～考え方になるであろう」というところ。

事務局：はい。この辺は少し直させてください。

委員：あと、同じ12ページなのですが、「補助金等の終期設定について」。これもこのとおりで良いのですけれども、3年という期間は良いのだけど、例えば「効果測定であるとか継続性などから適当な期間と考える」とかね。

委員長：そうですね、文章表現の問題としてね。あとPFIなんかも相当説明を入れないとだめですね、

19ページですか。PFIはちょっと解説を相当入れた方が良いでしょう。

委員：19ページもちょっと意見があるのですけれども、下の5行なのですが、「排除されてしまう」とか「最大限地元企業について配慮する」というのは生々しいかなと思うのですけれども。

委員長：ちょっとこれ2回使っているからね、1回くらいにした方が良くもありませんね。地元企業を優先とか配慮とかっていうのは必要なのだけれども。

委員：優先っていうか、育成くらいでいいのかなと。

委員長：そうですね、ちょっと表現を。

事務局：すいません。忠実に委員会の議事録を見ながら書いているんですが、文章表現のあり方を全体的に統一できていない部分があるものですから。

委員長：事務局は大変だったと思うですよ。委員会の提言の部分はね。相当テブ起こしをして、委員の間で意見が必ずしも一致していない部分もありますから、そうするとそういう部分を一生懸命匂わすようにしている部分もありますのでね。相当苦労されているとは思いますが、じゃ、ここは良いですか。その次4番いきますか。またあとで戻っても構いませんので。「重点項目4行政運営システムの改革の推進」というところですね。これが31ページ終りまでくるわけですが。

事務局：資料編でフロー図とかがついているんですが、結果的にフローを見ないと何のことかわからない部分がありますので、データを別紙にするのは良いですけれども、本文に直接関わるようなものは本文の方に組み入れて整理をする方式にしたいと思います。

委員：26ページの「1 行政組織見直しの基本的視点」のところですが、2行目の「施策実現の機関」の「機関」は間違いですよ。あと、29ページの中段なんですけれども「保育のような現場では、若い保育士ばかりになると、保育環境としてはアンバランスになるように感じられる。」とありますが、これはそういう意見もあったと思うのですけれども、私はちょっと年齢構成が高すぎるかなと思っていたつもりだったんですけれども。

委員長：年齢バランスを考えたっていうことで、今の北広島は年齢が高すぎるっていうことを書くことはないかなっていうことで。

委員：それをバランスという中に含めたってことですか。

委員長：そうですね、やはり年齢構成の適当なバランスっていうことが教育上も良いんじゃないかということ。

委員：わかりました。

委員：あと、ちょっと感じたのはですね、この表現だと、知らない人は、私は一応知っているから、こういう議論があって年齢構成が高いなっていう意見を出したけれども、若い保育士ばかりになるとちょっと困るってこともあるって話にもなりましたよね。この表現でいくと、今現状は若い保育士ばかりいて困るってことにとられないかってことはあるんですけども。

事務局：正確に記憶しているかどうかはわかりませんが、市の保育士は比較的年齢の高いベテランだと。特に行政の守備範囲とも連動するんですけども、民間の社会福祉法人とか幼稚園とかってというのは若い先生ばかりだと、それもまた困るんだというような話も例えで出てきた部分で、ですから高年齢だとか若い人に偏っちゃいけないということなんで、年齢のバランスを考えなければならないということですね「若い保育士ばかり」という表現は少し直していきたいと思います。

委員長：バランスが必要だということですね。

委員：17ページなんですけれども、上から2行目に「委託徴収するだとか」って書いてありますよね、「するなど」に直した方がいいかなと。言葉どおり書いてあるものだからなんとなくまとまりが足りないかなという気がするんですよ。

委員長：あとはどうですか。

委員：これも字句ですけど、12ページの「補助金等の審議・答申する機関の設置について」のところの1行目「市民による検討を行う場合」となっていますが、「検討が行われる場合」のほうが文章的に良いんじゃないかと。

委員長：そうですね。「検討が行われる場合」ですね。あとはどうでしょうか。

委員：20ページ下段なんですけれども、「この際、事業費の総額を削減していくことについては」とありますけれども、このフレーズは取って良いんじゃないかなと思うんですけども。

委員長：ここはちょっと難しい部分だったんですよ。意見が委員の間でもちょっと分かれた部分があって。もう一方では、地域産業振興、雇用政策への配慮とか、公共事業が新しい技術開発に繋がってくるという部分もあるので、そういう部分もちょっとみておかなければいけませんよということなんです。でも基本的にはコスト意識の改革という観点は大事だよということなんで。

事務局：地場産業の振興ということと、事業費の総額を削減していくことは、あたかも公共事業っていうのは高いものだということを目を自認しているみたい形になっているもんですから、後段の部分の

新しい技術開発だとか高度な施行技術を生かして、こういうことをしながら地域産業振興や雇用確保にも十分配慮しながら全体で見直ししなければならないんだという表現の方が良いですね。

委員長：そうですね。あとどうですか、全体を通して。「はじめに」から「おわりに」まで。

事務局：先ほど、委員がおっしゃった、新たに2～3ページ挿入する部分については、「はじめに」の次で「提言にあたっての基本的な考え方」の前に、地方行財政を取り巻く環境の変化とか、分権改革と国も含めた財政構造の変化、北広島市の行財政の現状と課題、将来のことも若干触れながら整理をして、「提言にあたっての基本的な考え方」の方に入っていきたいと思っています。そこも4つの項目を重点テーマにしたという形になっていますが、行政が取り組むべき課題というものを4つに整理して具体的に改革を検討したという表現に変えたりしてですね、各ページの下の方に用語解説を設け、資料編についている表などは本文のわかり易いポイントのところに配置をしていきます。また、全体的にもう一度文言の整理をしたいと思っています。

委員長：会議自体は今回で最終ということなんですけれども、本当を言いますと今日の議論の内容を整理して最終的な提言書を作成するというので、今日の議論の内容を整理して修正については私に一任していただく形にしてもらおうと思っていたんですが、どうですかね、これだけ意見が出ましたので。事務局の時間との関係もありますので。1回修正したあと、もう1回各委員へお渡しする時間はないですか。

事務局：あります。

委員長：ありますよね。

事務局：もし必要であればもう一度開催も可能ですが、議会が2月25日から始まるということがあるもんですから。

委員長：2月25日からいつまでですか。

事務局：3月23日までです。

委員長：実質的にはその間はほとんどできないの。

事務局：そういうことではないです。

委員長：修正したものを各委員へお配りして意見をメモでいただくという手もあるんですけど、委員会をもう1回開催した方が手っ取り早いんですよね。まず修正するでしょ、修正したものを今回のようにまたお渡しして、一週間くらい各委員が見る時間を持って、それから委員会を開く。いつ頃までに修正できますか。かなり修正に時間かかるんじゃない。新しく挿入するところも相当あ

るし。用語解説も必要になってくるし。図解したのも入れなきゃならないでしょ。どれくらいできるかってことをちょっと考えてもらって。どうですか事務局としては。いっそ議会終わってから3月の末にやりますか、その頃は市役所の人事異動がありますか。

事務局：これは提言書としてまとめるということで、一応素材の整理は終わっています。実は、議会の対応と同時に、事務的にはアクションプランの下地づくりをしなければならないということがあります。議会中は、この部屋も議会の委員会などで使用されていて使えない、市役所周辺の会議室は空いていないものですから、議会が終わってからやっていただければ、先に提言書の文言整理などはしてしましまして、ちょっと時間をおいていただきまして3月議会が終わったあたりに開催していただければ、ちょうどその頃には市民アンケートの結果も整理されてきてご報告できるような状況になっているのかなという気もしますし、もしよろしければそういう方法も可能かなと思います。

委員長：では、3月23日以降ということですね。委員の皆さんはどうですか。3月25日(金)とか。28日、29日しか空いていない委員がいらっしゃるようですけども、3月29日でも良いですか。ほかの委員の方はどうでしょう。私は29日には出張から帰って来ますが、3時には間に合いますので。29日午後3時ということでどうですか。

(各委員、事務局承諾)

事務局：そうすると文章などの直しもかなりできるんじゃないかと。そういうことでよろしく願います。

以上